

相手国政府・ 相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (効力注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エクアドル	エクアドル共和国政府に対する 贈与に関する日本国政府とエク アドル共和国政府との間の交換 公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	500,000千円 -----	H27.6.16 キトで (同日)	日本側 小瀧敏在エクアド ル大使 エクアドル側 リカルド・ パティエーニョ・アロカ外 務大臣	H27.6.29 215号
エクアドル	第二次チンボラソン県医療施設・ 機材整備計画のための贈与に関 する日本国政府とエクアドル共 和国政府との間の交換公文	第二次チンボラソン県医療施設・機材整備計画を実施す るために必要な生産物及び役務の購入	166,000千円 H30.12.31まで	H27.6.16 キトで (同日)	日本側 小瀧敏在エクアド ル大使 エクアドル側 リカルド・ パティエーニョ・アロカ外 務大臣	H27.6.29 216号
エクアドル	国際ラテンアメリカ情報高度研 究センター地上デジタル放送研 修機材整備計画のための贈与に 関する日本国政府とエクアドル 共和国政府との間の交換公文	国際ラテンアメリカ情報高度研究センター地上デジタ ル放送研修機材整備計画を実施するために必要な生産 物及び役務の購入	86,100千円 H29.10.31まで	H27.6.16 キトで (同日)	日本側 小瀧敏在エクアド ル大使 エクアドル側 リカルド・ パティエーニョ・アロカ外 務大臣	H27.6.29 217号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。